

ふじみ野市立エコパ条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(利用時間)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 市長は、<u>特別の理由</u>があると認めるときは、利用時間を変更することができる。</p> <p>(使用料の還付)</p> <p>第12条 既納の使用料は、還付しない。<u>ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。</u></p> <p>(1) <u>エコパの管理上特に必要があるため、市長が利用の許可を取り消したとき。</u></p> <p>(2) <u>利用者の責めに帰することができない理由により、エコパを利用することができないとき。</u></p> <p>(3) <u>利用者が使用料を納付した後、規則で定める日までに利用の取消しの届出を行ったとき。</u></p> <p>(4) <u>前3号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認めるとき。</u></p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 前項の規定により、指定管理者にエコパの管理を行わせる場合におけるこの条例の規定の適用については、第3条第2項、第4条第2項、第5条、第6条、第7条第1項、第8条、第10条、第11条、第12条第1号及び</p>	<p>(利用時間)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 市長は、<u>特別な事由</u>があると認めるときは、利用時間を変更することができる。</p> <p>(使用料の還付)</p> <p>第12条 既納の使用料は、還付しない。<u>ただし、市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。</u></p> <p>(1) <u>エコパの管理上必要があると認めるため、市長が利用の許可を取り消したとき。</u></p> <p>(2) <u>利用者の責めに帰することができない理由により、エコパを利用することができないとき。</u></p> <p>(3) <u>前2号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認めるとき。</u></p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 前項の規定により、指定管理者にエコパの管理を行わせる場合におけるこの条例の規定の適用については、第3条第2項中「市長」とあるのは「指定管理者」と、「必要と認める」とあるのは「必要と認め、</p>

前条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第3条第2項、第4条第2項、第5条第4号及び第6条中「認める」とあるのは「認め、市長の承諾を得た」と、第7条の見出し及び同条第2項、第11条(見出しを含む。)、第12条(見出しを含む。)並びに別表中「使用料」とあるのは「利用料金」と、第7条第1項中「使用料」とあるのは「額の範囲において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めた利用料金(以下「利用料金」という。)」とする。

3 (略)

市長の承諾を得た」とし、第4条第2項中「市長は、特別な事由があると認める」とあるのは「指定管理者は、特別な事由があると認め、市長の承諾を得た」とし、第5条中「市長」とあるのは「指定管理者」とし、同条第4号中「必要があると認める」とあるのは「必要があると認め、市長の承認を得た」とし、第6条中「市長」とあるのは「指定管理者」とし、第7条見出し中「使用料」とあるのは「利用料金」とし、同条第1項中「使用料」とあるのは「額の範囲において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めた利用料金」と、「市長」とあるのは「指定管理者」とし、同条第2項中「使用料」とあるのは「利用料金」とし、第8条及び第10条中「市長」とあるのは「指定管理者」とし、第11条の見出し中「使用料」とあるのは「利用料金」とし、同条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」とし、第12条の見出し中「使用料」とあるのは「利用料金」とし、同条中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「市長」とあるのは「指定管理者」とし、第15条中「市長」とあるのは「指定管理者」とし、別表中「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。

3 (略)